

令和5年度補正予算 商用車の電動化促進事業の申請受付終了期限について

令和5年度補正予算で実施している商用車の電動化促進事業の補助金の申請受付終了期限につきましては、公募要領等にてお伝えしておりますが、あらためて下記のとおりお知らせいたします。

<申請受付終了期限>

令和7年1月31日（下記の申請方法により締め切り時間が異なります）

- ・jGrants 又は識別番号付き電子メール：23：59 メール到着分まで
- ・郵便：当日消印有効、総務大臣の許可を受けた事業者が取扱う信書便：当日受付印有効
- ・持参：午後5時まで

※申請に係る審査は、申し込み順に行います、予算額の残額が2割程度に達した場合には、当該日付以降は申し込み順による審査を行うことはせず、当該日付から令和7年1月31日までに申し込みのあったすべての交付申請を対象に審査を行います。また、予算残額を超える申請があった場合には、初めて申請を行う事業者を優先して抽選するなど配慮したうえ補助対象事業者を決定します。

※当該日付から令和7年1月31日までに登録（届出）した車両・交付決定後に発注し令和7年1月31日までに設置（検収）した充電設備が本事業での補助対象とはなりますが、申請後に申請内容精査および関係省での承認作業の期間がある関係上、その期間も考慮の上ご提出願います。つきましては、申請内容精査時間の短縮のため、申請時には「提出資料総括表」などと確認の上、申請必要書類が揃っているかどうか提出前に今一度ご確認ください。

※ファイナンスリースについては、リース期間が処分制限期間（保有義務期間：法定耐用年数）以上であることが補助要件となっております。対象物件のリース期間が処分制限期間以上であることをご確認のうえ申請願います。

なお、申請受付終了期限、完了実績報告書等の補助金に関する資料提出期限については、本 HP に記載のある「完了実績報告書の提出について」も併せてご確認ください。

また、よくあるお問い合わせについては Q&A も掲載しておりますのでご確認ください。

https://www.levo.or.jp/wp-content/uploads/R5h_QA.pdf